

防衛医科大学校病院規則第3号

医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）第9条の23第1項第7号に基づき、防衛医科大学校病院高難度新規医療技術評価委員会規則を次のとおり定める。

平成29年7月21日

防衛医科大学校病院長 浅野友彦

防衛医科大学校病院高難度新規医療技術等評価委員会規則

改正 平成30年3月28日規則第3号
令和5年9月19日規則第4号

（設置）

第1条 防衛医科大学校病院（以下「病院」という。）に、病院における高難度新規医療技術及び未承認医療機器等を用いた医療の適切な実施を図るため、高難度新規医療技術等評価委員会（以下「委員会」という。）を置く。

（構成）

第2条 委員会は、委員長及び委員をもって構成する。

2 委員長は病院長が指名する者をもって充てる。

3 委員は、次の各号に掲げる者をもって充てる。

（1）医療安全・感染対策部長

（2）医療機器安全管理責任者

（3）高難度新規医療技術等に関連する診療科の医師又は歯科医師 若干名

（4）高難度新規医療技術等に関連のない診療科の医師又は歯科医師 若干名

（5）その他、委員長が指名する者

4 委員長が事故または、その他事情により欠けたときは病院長が委員長を指名し、その職務を行う。

（審議事項）

第3条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

（1）高難度新規医療技術及び未承認医療機器等を用いた医療の提供に関する倫理的及び科学的な妥当性に関すること。

（2）高難度新規医療技術及び未承認医療機器等を用いた医療を提供することの適切性及び適切な提供方法（科学的根拠が確立していない医療技術につ

いては、有効性及び安全性の検証の必要性や、当該医療機関の体制等を勘案した上で、臨床研究として実施する等、科学的根拠の構築に資する実施方法について検討することを含む。) に関すること。

(会議等)

第4条 委員会は、必要に応じ開催する。

2 委員長は、委員会を招集し、その審議を主宰する。

3 委員会は、委員の半数以上の出席がなければ議事を審議することができない。

4 委員長または、委員が、高難度新規医療技術を用いた医療の提供を申し出た診療科に所属する場合は、当該委員は審議に参加することが出来ないものとする。

(担当部門)

第5条 委員会の担当部門を、医療安全・感染対策部とする。

(委任規定)

第6条 この規定に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この規則は、平成29年7月21日から施行する。

附 則 (平成30年3月28日付改正)

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則 (令和5年9月19日付改正)

この規則は、令和5年9月19日から施行する。